

利用者が遵守すべき事項

- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる
 - 施設利用前7日間に於いて以下の事項のいずれかに該当する場合
 - ・平熱を超える発熱・せき、のどの痛みなど 風邪の症状・味覚や嗅覚の異常
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - 施設利用前5日間に於いて以下の事項のいずれかに該当する場合
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- マスクについては、重症化リスクの高い者等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断で必要に応じて着用すること
- 石鹸等(※)によるこまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
(※)石鹸等(ポンプ式が望ましい)は利用者が持参すること
- 他の利用者、管理指導員等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障害者の誘導や介助を行う場合を除く）
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること
- 校門から開放施設までの移動は、予め指定された経路を通行し、指定された経路及び開放エリア（利用団体の活動範囲）以外には絶対に立ち入らないこと
- 当該校の教職員や児童生徒とは原則接触しないこと。やむを得ず接触する場合には、できるだけ2m以上の距離を確保すること
- 活動終了後（施設貸出の場合は利用終了時刻20分前）施設の消毒作業(※)を行うこと
(※)施設毎に指定された箇所及び用具の消毒を行う。具体的な消毒方法等は管理指導員の指示に従うこと
消毒を行うために必要な使い捨てタオルやペーパータオルを持参し、使用したタオル等は持ち帰ること
- 出したゴミは必ず持ち帰ること
- 施設利用後2日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、各団体の責任者（個人参加の場合は当該個人）は必ず東京都スポーツ文化事業団に対して直ちに報告し、感染対策の調査等に協力すること
- その他施設利用に関し定められた感染予防措置を遵守し管理指導員等の指示に従うこと

利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

- 十分な距離の確保
 - 運動スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
(※)感染予防の観点からは、2mの距離を空けることが適当
 - 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- 屋内施設を利用中、1時間に2回以上、かつ1回5分間以上は窓等を開け、十分な換気を心掛けること
- 唾や痰をはかないこと
- タオルの共用や水・スポーツドリンク等の回し飲みは行わないこと
- 飲みきれなかったスポーツドリンク等を校内に捨てないこと
- その他競技種目ごとのガイドラインがある場合には、そのガイドラインに従うこと